

平成 30 年 6 月 8 日

各 位

株式会社 豊和銀行

## 不祥事案の発覚について

この度、誠に遺憾ながら、当行におきまして、平成 20 年 12 月に定年退職した元行員が在職中におこした下記の不祥事案が発覚いたしました。高い倫理観と信頼が求められる金融機関としまして、このような不祥事案を発生させたことについて役職員一同深く反省するとともに、日頃からご支援とご愛顧を賜っているお客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに心から深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 不祥事案の概要について

発生店舗	福岡支店
事故者	元行員(女性・69 歳)、平成 20 年 12 月に 60 歳にて当行を定年退職済み
発生期間	平成 15 年 12 月 18 日から平成 20 年 8 月 29 日の間に着服し、平成 30 年 5 月 8 日に当行が弁済するまでの間
発覚の経緯	平成 30 年 2 月 15 日に通帳再発行の手続きをしたお客さまから、御自身名義の通帳を事故者に預けたままであること及び預金額が当初預けた金額より少ないようだとのお申し出があり、行内調査を行ったところ、このお客さまの預金を事故者が在職中の上記期間に着服していたことが発覚いたしました。
事件の概要	<p>1. 発覚の端緒となった事案</p> <p>事故者は、お客さまのご要望に応じるため、当行の定めに反して、お客さまの総合口座通帳及び定期預金通帳を個人的に預かっておりましたが、平成 16 年 5 月よりお客さまの口座から勝手に出金し着服しておりました。着服した現金は、当時、事故者の借入金の返済等に充当しておりました。</p> <p>〔着服の手口〕</p> <p>お客さまが窓口に来店された際に、窓口でお預かりした印章を無断で預金払戻請求書に押印、署名や金額等を事故者が記載するなどの手口で、合計で 12,205 千円を着服しておりました。</p> <p>2. 判明したその他の事案</p> <p>発覚の端緒となった上記事案を調査した際に、別の 2 名の個人のお客さまの口座からも平成 15 年 12 月から平成 20 年 5 月にかけて累計で 8,578 千円を着服していた事実が認められました。さらに、平成 18 年 12 月頃より平成 19 年 3 月の間に別の 1 名の個人のお客さまに対して浮貸しに該当する不適切な金銭 600 千円の貸付事案が認められました。</p>
被害金額等	<p>①流用消費事案の累計被害金額は 20,784 千円(3 名の個人のお客さま)。 発覚時点の返済未了の被害金額は 12,209 千円(2 名の個人のお客さま)。</p> <p>②浮貸し事案の累計事故金額は 600 千円(1 名の個人のお客さま)。 発覚時点の貸付金は無し。</p>

2. お客さまへの対応

当行は、ご迷惑をお掛けしましたお客さまに対して、銀行として個別に深くお詫び申し上げるとともに、被害金を弁済しました。今後、事故者へ請求し回収を図ります。

3. 関係機関への通報等

本件につきましては、法令に基づく届出を監督官庁に対して行ったほか、流用費消事案につきましては7年を経過し時効となっておりますが、平成30年4月4日に博多警察署へ通報いたしました。

4. 人事処分

本事案について事故者本人も含め管理責任がある当時の役職員の多くは既に退任・退職しており、責任の所在等を含め、更に事実関係を調査し適切に対応してまいります。

5. 今後の対応

当行は、これまでコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として位置づけ、不祥事案再発防止に取り組んでおります。特に、今回の事案で認められたお客さまからの預かり物の管理について、ルールを整備・周知徹底に努めているところでございます。改めて、今回の事案発覚を厳粛に受け止め、更なる内部管理態勢の充実・強化を図り、不祥事件再発防止に向け引き続き全行をあげて取り組んでまいります。

以上

※お客さまからのお問い合わせ窓口

お客さま相談室 0120-308-329(フリーダイヤル受付時間:平日 9:00~17:00)

《 本件に関するお問い合わせ先 》

総合企画部 田中(豊)、税所<sup>さいしよ</sup> 電話 097-534-2608